

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。  
社効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会法第七九六条第一項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.nagoya-subaru.co.jp/aboutcompany/publicnotice/>

(乙) <http://www.gifu-subaru.co.jp/aboutcompany/publicnotice/pdf/sample.pdf>

(丙) <https://www.mie-subaru.co.jp/aboutcompany/publicnotice/pdf/sample.pdf>

令和八年一月一一日

名古屋市北区落合町一三三番地

(甲) 名古屋スバル自動車株式会社

代表取締役 太田士郎

岐阜市細畑一丁目七番一五号

(乙) 岐阜スバル自動車株式会社

代表取締役 森島広良

三重県津市高茶屋小森町三九八番地

(丙) 三重スバル自動車株式会社

代表取締役 日比浩一